

佐賀県告示第十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十二條の四第四項後段の規定により任意入院者を退院させないことができ、及び第三十三條第四項後段の規定により医療及び保護のため入院の必要がある者を入院させることができる精神科病院は次のとおりである。

平成二十二年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	医療法人松籟会 唐津保養院
所在地	唐津市鏡四三〇四番地一
認定日	平成二二・一二・一